

第 1 5 3 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 5 3 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午後 3 時 0 1 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	欠席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	出席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の移転)
 (10) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定・期間借地)
 (11) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の転貸・期間借地)

- 報 告 (1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (3) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 2番 荒井 隆文 15番 長瀬 孝司

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第153回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。2番, 荒井委員 15番, 長瀬委員 お願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。詳細は本日お配りした正誤表をご覧ください。なお, 先月保留となった中・中央地区の大安寺南町二丁目の3条申請については, 9月29日に取下げとなりましたことをご報告します。

議 長 それでは, 議案の審議に入ります。第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1 ページ1番, 受人は佐山に居住し, 約31aの農地を耕作する農業者で, 増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番, 受人は今岡に居住し, 約8.3haの農地を耕作する農業者で, 増反により今岡と辛川市場の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は尾上に居住し, 約1haの農地を耕作する農業者で, 増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番, 受人は青江一丁目に居住し, 新規農により田原の畑を取得しようとするものです。なお, 受人は同時に申請地隣接の住居も購入し, 居住予定です。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 受人は大窪に居住し, 世帯で約50aの農地を耕作する農業者で, 増反により大窪の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番, 受人は芳賀に居住し, 約2.4haの農地を耕作する農業者で, 増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番, 受人は芳賀に居住し, 世帯で約1.1haの農地を耕作する農業者で, 受贈により芳賀の田と畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番, 受人は玉野市に居住し, 新規農により白石の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ9番の受人は矢坂本町に居住し, 新規農により矢坂本町の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番と11番については, 受人が同一のためまとめて説明します。

受人は鹿田町一丁目に居住し, 新規農により菅野と吉宗の田と畑を取得しようとするものです。なお, 受人は同時に渡人から菅野の宅地・建物も取得し, 拠点とする予定です。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番, 受人は津島京町二丁目に居住し, 新規農により下牧の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員

中・中央地区協議会で, 1番から12番までの12件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に, 北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

2ページ13番, 受人は西花尻に居住し, 世帯で約24aの農地を耕作する農業者で, 増反により西花尻の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番, 受人は東京都中央区に居住しており, 新規農により吉の田畑を取得しようとするものです。なお, 受人は渡人から吉の住宅も購入しており, 令和5年12月頃に吉に転居予定です。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ15番から17番までは, 受人が同一のため, まとめて説明します。

受人は惣爪に居住し, 世帯で約99aの農地を耕作する農業者で, 増反により惣爪の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は河原に居住し、世帯で約1.8haの農地を耕作する農業者で、受贈により東山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は高松原古才に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、増反により新庄上の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は下石井二丁目に居住し、世帯で約15aの農地を耕作する農業者で、経営移譲により上土田の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、13番から20番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 3ページ21番、受人は御津高津に居住し、約46a耕作する農業者で、増反により御津高津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は北区小山に居住し、新規農により建部町川口の田畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は申請地近隣でデイサービス事業を営んでおり、事業所を拠点とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4ページ23番、受人は建部町福渡に居住し、約59a耕作する農業者で、増反により建部町福渡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、21番から23番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長
逢坂課長補佐

次に南区の説明を事務局からお願いします。

4 ページ 24 番, 受人は浦安西町に居住し, 世帯で約 87 a の農地を耕作する公務員兼農業者で, 受贈により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

25 番及び 26 番は同時申請で交換のため, まとめて説明します。

25 番, 受人は妹尾に居住し, 世帯で約 77 a の農地を耕作する農業者で, 交換により妹尾の畑を所有権移転しようとするものです。

26 番, 受人は北区撫川に居住し, 世帯で約 84 a の農地を耕作する自営業兼農業者で, 交換により妹尾の田を所有権移転しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

27 番, 受人は川張に居住し, 世帯で約 5.6 a の農地を耕作する会社員で, 増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

協議会の審議では, 営農計画の実現性に疑義があるとして, 計画書の再提出を受けて判断することとし, 保留意見となっています。

28 番, 受人は迫川に居住し, 世帯で約 1.5 ha の農地を耕作する農業者で, 増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

協議会の審議では, 受人の耕作地に耕作放棄地等があり, 調査・確認が必要であることから, 保留意見となっています。

29 番, 受人は片岡で社会福祉事業を営む法人で, 社会福祉事業に使用する目的で片岡の畑を所有権移転しようとするものです。土地利用計画から取得後の農地を社会福祉事業に係る業務(障害者福祉サービス事業)の運営に必要な施設の用に供すると認められるため, 農地法施行令第2条第1項第1号のハに該当し, 例外的に許可が可能と考えます。

5 ページ 30 番, 受人は西七区に居住し, 世帯で約 1.6 ha の農地を耕作する農業者で, 増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

南区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員

南区協議会で, 24 番から 30 番までの 7 件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 27 番と 28 番を保留意見, 残る 5 件を許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

それでは, 申請等(1)については, 中・中央地区 1 番から南区 30 番までの 30 件の内, 27 番, 28 番を保留とし, 残る 28 件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。
 議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
 田尾係長 6ページ1番、転用目的は貸露天駐車場及び露天駐車場であり、令和2年10月19日付の許可を受け、現在一時転用中です。
 申請地は、近隣の法人等から不足している駐車場用地の要望があり、一時転用許可を受け利用していましたが、引き続き使用したい申出があることから、現在の利用者および申請者の親族が利用する貸露天駐車場及び露天駐車場10台分として申請地を永久転用しようとするものです。
 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
 秋山委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
 全 員 異議なし。
 議 長 それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。
 全 員 異議なし。
 議 長 それでは、そのように決定いたします。
 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
 田尾係長 1番から8番までは、同じ地域のためまとめて説明します。
 7ページ1番から6番までは、いずれも令和5年3月30日付農振除外済案件で、7番及び8ページ8番は、いずれも令和5年9月20日付農振除外済案件で、転用目的はすべて自己専用住宅です。
 1番、申請人は北区辰巳の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人と妻の勤務地に近く、現在の居住地に近く生活環境も変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
 2番、申請人らは北区七日市西町の借家に申請人ら2人で生活していますが、子どもの出産予定があり、家財道具が増え手狭であることから、申請人(夫)の勤務地に近く、申請人(妻)の通勤に際し交通至便である申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
 3番、申請人は北区北長瀬本町の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の妻の勤務地に近く、現在の居住地に近く生活環境も変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
 4番、申請人は北区庭瀬の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の勤務地に近く、申請人の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を

建築しようとするものです。

5番、申請人は南区万倍の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は北区辛川市場の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の妻の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は南区浦安本町の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの出産に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人らは北区花尻あかね町の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、申請人(妻)の勤務地に近く、申請人(夫)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区富田の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの出産に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の実家に近く、姉家族も近くに居住しており子育て等協力できる環境のため、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インター出入口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番及び11番は、同じ地域のためまとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

10番、申請人らは北区今保の借家に申請人(母)1人で、広島県福山市の借家に申請人(子)と子ども1人の2人で生活しており、申請人(母)の高齢化に備えて同居することで安心して暮らせるように、申請人(母)の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人らは北区辰巳の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人(夫)の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番及び13番は、同じ地域のためまとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

12番, 申請人らは南区西市の借家に申請人と子ども2人で生活していますが, 子どもの成長に伴い, 家財道具が増え手狭であることから, 申請人(夫)の勤務地に近く, 申請人らの県外の実家に帰省するときに高速道路を利用しやすい申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番, 申請人らは倉敷市の借家に申請人と子ども1人で生活していますが, 子どもの成長に伴い, 家財道具が増え手狭であることから, 申請人らの勤務地に近い申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ14番及び15番は, 同じ地域のためまとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

14番, 申請人らは北区白石西新町の借家に申請人と子ども1人で生活していますが, 子どもの成長に伴い, 家財道具が増え手狭であることから, 申請人(妻)の勤務地に近く, 現在の居住地に近く生活環境も変わらない申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番, 申請人は南区箕島の実家に申請人と妻と子ども2人と両親で生活していますが, 家財道具が増え手狭であることから, 申請人と妻の勤務地に近い申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。なお, 現住居には引き続き両親が居住します。

農地区分はいずれも農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

16番, 転用目的はゴミステーション用地です。

申請人らはいずれも, 倉敷市及び市内南区に主たる事務所を置き, 不動産業を主な事業としています。

申請人らは, 共同で申請地周辺に分譲地を造成しましたが, 分譲地内にゴミステーションを設置できず, 地元町内会に既存ゴミステーションの利用をお願いしましたが, これ以上ゴミを捨てることができなため, 新たに町内でも利用できるゴミステーションを設置してほしいとの要望により, 申請地の所有権を移転し, ゴミステーション用地として転用しようとするものです。

農地区分は, 駅から300m以内の3種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

17番, 転用目的は露天資材置場です。

申請人は北区一宮に主たる事務所を置き, 土木工事業を主な事業としています。事業拡大に伴い現在使用している隣接の資材置場では手狭になり, 一体利用するため申請地の所有権を移転し, 露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は, 地域センターから500m以内の2種農地と判断され, 転用目

的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から17番までの17件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 9ページ18番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、西花尻の借家に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10ページ19番、転用目的は露天駐車場で、原形復旧を伴う一時転用で、転用期間は令和5年10月18日から令和6年3月29日までです。

申請人は庭瀬に本社を置き、土木業を営む法人です。申請地周辺で下水道工事を行っておりますが、工事用の車両を駐車する場所が近くにないため、申請地に使用貸借権を設定し、工事期間中のみの臨時駐車場にしようとするものです。

農地区分は、農用地および農地の広がり10ha未満の2種農地で、農用地が一部含まれますが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番から25番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

20番、申請人は、庭瀬の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は、今保の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は、田中の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11ページ23番、申請人は、新庄下の父所有の実家に家族6人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから本人及びその妻、子の計3人が現住居を退居して、本人の職場及び実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は現在別居している親子2人です。申請人(子)は、西辛川の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居に

近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。また、申請人（母）は、足守の持家に1人で生活していますが、申請地が通院中の病院に近く利便性が良いため、持家を処分して、申請人（子）及びその家族と同居する予定です。

25番、申請人は、今保の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12ページ26番から30番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

26番、申請人は久米の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、本人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は庭瀬の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先及び現住居に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は西市の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、祖父の住居に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は妹尾の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は撫川の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、本人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、18番から30番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 13ページ31番、本件は令和5年9月20日付で農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場、農業用車両置場兼農作業場です。

申請人は御津高津に居住していますが、令和5年1月に申請地の北側に隣接する土地と建物の贈与を受け、現在建物をリフォーム中で、令和6年2月に入居する予定です。申請人の家族は車を6台所有していますが、駐車場が無いこ

と、申請地東側の田を耕作するための農機具置場、農作業場が必要であることから、自宅に隣接する申請地を露天駐車場、農業用車両置場兼農作業場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の1種農地と判断されますが、日常生活に必要な施設で、集落に接続し、自宅の隣接地で他に代替地がないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は御津宇垣の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く生活環境をあまり変えることのない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、本件は令和5年9月20日付け農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人らは御津野々口の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったこと、夫の実家に近く、夫婦の職場にも近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、転用面積が上限の500㎡を超えていますが、転用に係る必要最小限度の面積を差し引いた後の農地が農業上利用しがたい過小な残地となる場合に該当し、例外的に許可が可能です。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、31番から33番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 13ページ34番、転用目的は工事用回路で、原形復旧を伴う一時転用です。転用期間は許可日から令和6年8月31日までです。

申請人は高梁市横町に本店を置き、建設業を営む法人ですが、令和4年度岡山環状南道路大福地区第8改良工事に伴い、工事用回路として使用するため、申請地に賃借権を設定し、一時転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

35番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用です。転用期間

は許可日から令和8年10月17日までです。

申請人は北区神田町一丁目に本店を置き、産業廃棄物の収集・運搬等の業務を営む法人ですが、藤田の作業所において従業員用の駐車場が不足しており露天駐車場として利用するため、事務所に隣接している申請地に賃借権を設定し、一時転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

36番及び37番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

36番、申請人らは大福の借家に、夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は北区今村の借家に、夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14ページ38番、転用目的は、自己専用住宅（分家住宅）で、令和4年10月19日付で農振除外済の案件です。

申請人は倉敷市林の借家に、夫婦と子どもとで生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に隣接し農作業の手伝いもしやすい、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha以上で、高性能農業機械の営農に適する甲種ですが、集落に接続する住宅であり、父の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

39番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは植松の借家に、夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

40番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は藤田の借家に、夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の勤務先及び実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願
いします。

久山委員 南区協議会で、34番から40番までの7件について協議したところ、事務
局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意
見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(3)については、1番から40番までの40件全件を許
可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 15ページ1番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和4年3月14日
付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。

当初転用者は、新型コロナ禍による収入減少や、ウッドショックの影響で建
築資材の高騰などの理由で計画を取り止めたもので、この度、承継者が転用事
業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、広島県福山市の借家に承継者ら夫婦と子ども1人の3人で生活
していますが、岡山市へ転勤が決まり、申請人(夫)の勤務地に近く、申請人
(妻)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようと
するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的
は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題
ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見
をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、
農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(4)については、中・中央地区1番の1件ですが、承認と
決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事
務局より説明をお願いします。

田尾係長 16ページ1番から19ページ15番までの15件で、14番は相続による
賃借権取得、残る14件はすべて相続による所有権取得です。3番はあっせ
んを希望していますので、内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは、申請等（５）については、１５件全件を問題なく受理と決定して
よろしいか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは、そのように決定します。

次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（６）
所有権の移転、申請等（７）利用権の設定、申請等（８）利用権の設定及び転
貸（てんたい）、申請等（９）利用権の移転、申請等（１０）利用権の設定・期
間借地、申請等（１１）利用権の転貸（てんたい）・期間借地を一括して審議し
ます。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 本年８月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（６）所有権の移転は、１ページ中・中央地区１番の１件です。これは、農
地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への移転
です。

次に、（７）利用権の設定は、２ページ中・中央地区１番から２９ページ南区１４
０番まで、（８）利用権の設定及び転貸は、３０ページ中・中央地区１番から５２ペ
ージ南区１５番まで、（９）利用権の移転は、５３ページ北・吉備地区１番、（１０）利
用権の設定・期間借地は、５４ページ南区１番、（１１）利用権の転貸・期間借地は、
５５ページ南区１番です。

（７）から（９）までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集
計、第一農業委員会の集計、地区ごとの集計となっています。第一農業委員会の集計
は、２ページに記載がありますが、件数は全体で３０９件、その内、新規１２９件、
更新１８０件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が１，１０５，１８３．４３
㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が１，６４３．００㎡、利用権の転貸にかか
わる面積の合計が２３８，２２２．３０㎡となっています。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など旧農業経営基盤強化促進法第１８条
第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承
認意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（６）から（１１）までの農用地利用集積計画の決定につい
ては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（１）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、２０
ページ１番から６番までの６件で、転用目的は、分譲住宅地等２件、露天駐車場
１件、住宅地造成１件、自己用住宅１件、敷地拡張（駐車場用地）１件で、
専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２
１ページ１番及び２番の２件で、解約理由は耕作目的２件です。離作料は記載

のとおりとなっています。

報告（３）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２２ページ１番の１件で、内容は、農業用倉庫、農業用駐車場、農業用器材置場（是正）１件です。

報告（４）農地改良届については、２３ページ１番の１件で、内容は普通野菜畑１件です。

議	長	これらの報告について、ご質問等がありますか。		
全	員	（ありません。）		
議	長	それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。		
事	務	局	第２号議案を説明	
議	長	以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。		
事	務	局	次回総会予定（１１月２０日（月）市役所７階大会議室）	
職	務	代	理	これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後３時１分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員